

事前評価調書

I 事業概要																																									
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																																								
地区名	主要地方道 <small>おかざきあすけ</small> 岡崎足助線																																								
事業箇所	とよた <small>せきなん</small> 豊田市石楠町																																								
事業のあらまし	主要地方道岡崎足助線は、豊田市松平支所 <small>まつだいら</small> へつながる道路であり、地域住民の公共施設への重要な利用経路となっているが、歩道がなく、さらにこの地域の近隣に自動車関連研究開発施設の建設が予定されており、自動車交通量の増加も見込まれるため、地域住民の安全を確保するため、歩道設置を行うものである。																																								
事業目標	【達成（主要）目標】 歩行者等の安全性確保 【副次目標】 —																																								
事業費	事業費		内訳																																						
	4.9 億円		☑工事費 2.3 億円、☑用補費 2.2 億円、☑その他 0.4 億円																																						
事業期間	採択予定年度	2020 年度	着工予定年度	2020 年度	完成予定年度	2025 年度																																			
事業内容	歩道設置 L = 1100m																																								
II 評価																																									
①事業の必要性	1) 必要性	歩道が設置されていないため、歩行者の安全な通行空間が確保されていない。																																							
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 交通量の増加が想定される区間で、歩道が整備されておらず、歩行者の安全を確保するために歩道設置が必要である。																																						
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 \ 年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">←→</td> </tr> <tr> <td>事業費(億円)</td> <td colspan="6">4.9</td> </tr> </tbody> </table>					項目 \ 年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	調査・設計	←→						用地補償			←→				工事				←→			事業費(億円)	4.9					
	項目 \ 年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025																																		
	調査・設計	←→																																							
	用地補償			←→																																					
工事				←→																																					
事業費(億円)	4.9																																								
2) 地元の合意形成	地元からの整備要望の声が強く、地元との合意形成は図られている。																																								
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いため。																																							

Ⅲ 対応方針

事業実施が
妥当である

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。
事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の歩行者等の安全性の変化